

相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付要綱

平成 30 年 1 月 22 日

教 委 要 綱 第 4 号

相楽東部広域連合立学校修学旅行費等補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日教委要綱第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、相楽東部広域連合立学校設置条例（平成 21 年条例第 9 号）に規定する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に求められる教育に関する負担の軽減を図り、教育環境の向上を目指すため、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、小中学校が行う校外活動（修学旅行を除く。）に参加した児童生徒の保護者とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、児童生徒が校外活動に参加するため直接必要な交通費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費の全額とする。ただし、保護者が国又は地方公共団体の負担において校外活動費の全部又は一部の給付等を受けた場合は、補助金の額から給付金等の額を除くものとする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付申請をしようとするときは、当該児童生徒が在籍する小中学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任状（様式第 1 号）を提出して、補助金の交付申請、補助金の受領、受領した補助金を校外活動会計に納付する権限その他これに係る一切の権限を学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、当該年度の校外活動費の内訳が分かる書類、前項の委任状を添付して、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付申請書（様式第 2 号）を相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（交付決定）

第 5 条 教育長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により学校長に通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付請求書(様式第4号)に基づき行うものとする。

(学校長の責務)

第7条 学校長は、補助金を校外活動費に要する経費として支出しなければならない。

2 学校長は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年要綱第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

委 任 状

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

㊞

児童生徒名

年度において小・中学校が行う校外活動に係る校外活動費補助金の交付申請、補助金の受領、受領した補助金を校外活動会計に納付する権限その他これに係る一切の権限を、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり委任します。

記

1 受任者

小・中学校名	相楽東部広域連合立（ ）小・中学校
学 校 長 名	学校長（ ） ㊞

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

学校名 相楽東部広域連合立
学校長

学校
印

相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付申請書

年度において校外活動費補助金の交付を受けたいので、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	生 年 月 日	学 校 名	学 年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年
	年 月 日	小・中学校	年

2 交付申請額 金 _____ 円 （うち振込手数料 _____ 円）

国又は地方公共団体の負担において校外活動費の全部又は一部の給付等を受けた場合は、補助金の額から給付金等の額を除く。

3 添付書類

- (1) 校外活動実施計画書
- (2) 校外活動費の内訳が分かる書類
- (3) 委任状

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

相楽東部広域連合立 学校長 様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

㊟

相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付決定通知書

年度における校外活動費補助金については、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

学校名 相楽東部広域連合立
学校長

学校
印

相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 号で交付決定のありました校外活動費補助金について、相楽東部広域連合立学校校外活動費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先金融機関

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※ 学校長名義の口座を指定してください。